

山梨県公報

第千三百九十四号

平成十五年

六月二十六日

木曜日

目次

予防接種の業務を行う医師(二件).....	三九五
特定高山植物販売業開始届の提出.....	三九五
特定高山植物販売業変更届の提出.....	三九六
平成十五年中小企業貸金事情調査の実施.....	三九六
土地収用事業の認定.....	三九七
道路の供用開始(二件).....	三九七
土地改良事業の工事の完了について(二件).....	三九七
公 告	
大規模小売店舗の新設に関する届出.....	三九八
一般競争入札について.....	三九八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	四〇〇
公安委員会	
遊技機の型式の検定.....	四〇〇

告 示

山梨県告示第三百四十九号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
福田 邦夫	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院

佐藤 和正	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院
長嶺 健次郎	都留市つる五丁目一番五十五号 都留市立病院

山梨県告示第三百五十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
勝又 庸行	斐崎市本町三丁目五番二号 斐崎市立病院
小林 浩司	斐崎市本町三丁目五番二号 斐崎市立病院

山梨県告示第三百五十一号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一項の規定による特定高山植物販売業開始届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称及び住所	営業所の名称及び所在地	販売しようとする特定高山植物の種類	開始予定年月日
有限会社小林地被 代表取締役 小林達生	白州花壇 北巨摩郡白州町白須一三一八番地	キタダケキンボウゲ、キタダケトリカブト、クモイカグマ、キタダケデンド、キバナノアツモリソウ、カモメラン、ニヨホウチドリ、ホテイラン、タカネマンテマ、タカネヒランジ、ホウオウシヤジン、ヒメシヤジン、チシマギキョウ、ユキワリソウ、クモイコザクラ、コマクサ、	平成十五年五月二十九日

ハコネコメツツジ、チョウジコメツツ及びムシトリスミレ

山梨県告示第三百五十二号

山梨県高山植物の保護に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十五号）第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業変更届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称 有限会社まるい園芸 代表者 荻野光雄	住 所 東八代郡石和町河内三五七番地	変更年月日 平成十五年五月三十日	変 更 の 内 容 販売する特定高山植物の種の追加（追加する種名 ニヨホウチドリ、ホテイラン、ヒメシャジン及びチシマギキョウ）
------------------------------	-----------------------	---------------------	--

山梨県告示第三百五十三号

平成十五年中小企業賃金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（昭和二十七年山梨県条例第十一号）第三条の規定により、告示する。

平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査の目的

県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

二 調査事項

1 初任給

(一) 平成十五年新規学卒者の確定初任給

(二) 平成十六年新規学卒者の初任給見込額

2 平均賃金

(一) 各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

(二) 年齢

(三) 勤続年数

(一) 扶養家族数

(二) 平成十五年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金

(三) 平成十五年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となった労働時間

3 事業所の現況

(一) 常用労働者数

(二) 労働組合の有無

(三) 定年制の有無及び定年年齢

(四) 週休制の形態

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

四 調査の期日

平成十五年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第三百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

中道町

二 事業の種類

上曽根いきいきプラザ整備事業

三 起業地

収用の部分 東八代郡中道町上曽根字狭間地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

上首根いきいきプラザ整備事業（以下「本事業」という。）は、介護予防拠点施設とゲートボール場を併せて整備する事業であり、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」（介護予防拠点施設）及び同条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」（ゲートボール場）に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、建築工事費については既に財政措置を講じ、用地補償費等については平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 現在中道町における介護予防事業は、町の中心部にある中道町YLO会館で行っているが、交通手段や収容人員等から、町全体の高齢者等に対応できない状況となっている。本事業は、町の北地区に当該地区の高齢者等が歩いて利用できる介護予防拠点施設とゲートボール場を整備するものであり、高齢者等の活動及び仲間づくりの場を提供するとともに、当該施設において各種介護予防事業を実施することにより、寝たきり、痴呆等を予防し、高齢者等の健康寿命の延伸につながることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利用者の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地としていると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、中道町の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に位置付けられた事業であり、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

中道町役場福祉保健課

山梨県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	四一一号	塩山市大字熊野字八王子一〇三三番の一地先から塩山市大字熊野字西癖川一四一三番の四地先まで		四〇〇・〇	平成十五年七月一日

山梨県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	箕輪須玉線	北巨摩郡須玉町大字六平字片瀬五一三番の三地先から北巨摩郡須玉町大字六平字片瀬五一三五番の四地先まで		一〇四・九	平成十五年六月二十六日

山梨県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、武川村長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。
平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

土地改良事業名	地区名	工事了年月日
基盤整備促進事業	柳澤・山高地区	平成十五年三月三十一日

山梨県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、須玉町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。
平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

土地改良事業名	地区名	工事了年月日
基盤整備促進事業	中小倉地区	平成十四年三月十一日

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十月二十六日まで縦覧に供する。
平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社ブラグシティ 代表取締役 土屋嘉雄
 - 2 住所 群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ハイシア電器富士吉田店

- (二) 所在地 富士吉田市上吉田字城山南千七百五十番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社ブラグシティ 代表取締役 土屋嘉雄	群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年二月十四日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千六十五平方メートル
- 三 届出年月日
平成十五年六月十三日

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年六月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
警察移動通信システム無線機 一式
 - 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成十六年三月二十六日
 - 4 納入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局
管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十五年七月十五日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十五年七月十日(木)午後二時 山梨県庁第二南別館(山梨県甲府市丸の内一丁目八番一号)二階二〇三会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十五年七月十六日(水)までの県の休を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年八月六日(水)午後二時 山梨県庁第二南別館(山梨県甲府市丸の内一丁目八番一号)二階二〇三会議室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十五年八月五日(火)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約書作成の要否
要
- 5 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured
wireless mobile radio communications system for police force 1 set
- 2 Date, time and place for tender
2:00PM July 10, 2003
meeting room 203, the 2nd floor, the second south annex to the prefectural office
- 3 Bureau in charge
8-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan
Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

- 平成十五年六月二十六日
- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡竜王町名取字中河原三二一の一、三二二の三、三二三の一、三二三の四、三二四の四、三一九の一、三一九の三、三二一の一、三二二の二、三二二の三、三二二の四、三二二の六、三二四の一及び三二四の四
- 二 公共施設の種別、位置及び区域

公共施設の種別	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡竜王町名取三百二十四番地 有限会社山田商事 代表取締役 山田嘉範

公安委員会

● 遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年六月二十五日までとする。
 平成十五年六月二十六日

山梨県公安委員会
 委員長 吉 貞 信 一

型式の概要

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種別及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRCOP RAMA ン	株式会社ニューギン	三〇〇三二六
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRCOP RAMA2 ン	株式会社ニューギン	三〇〇三三七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRCOP LAMB ン	株式会社ニューギン	三〇〇二六七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRCOP LAMB ン	株式会社ニューギン	三〇〇三六九
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地の一	回転式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五） 第一種特別電動役物	ネオマジック ツクバル サーXX	山佐株式会社	三四〇三一九
株式会社高尾 代表取締役	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第五） 第一種特別電動役物	CRATT	株式会社	三〇〇三四〇

内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	ボー C	高尾	
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ Iパービ Iチクラ ブFX	株式会社 三共	三〇〇三六一
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ Iパービ Iチクラ ブSX	株式会社 三共	三〇〇三七二
奥村遊機株式会社 代表取締 役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRまい つちんぐ マチコ先 生M	奥村遊機 株式会社	三〇〇三三八
奥村遊機株式会社 代表取締 役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRまい つちんぐ マチコ先 生MC	奥村遊機 株式会社	三〇〇三四二
奥村遊機株式会社 代表取締 役 上野栄作 愛知県名古屋市中区和区鶴舞二 丁目二番一八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRまい つちんぐ マチコ先	奥村遊機 株式会社	三〇〇三五九

丁目二番一八号
一号イ(別表
第二)
第一種特別電
動役物
生FC

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番